



# 白ばら

……選挙広報第35号……

平成19年3月1日

登別市選挙管理委員会  
登別市明るい選挙推進協議会



## 第16回統一地方選挙について

平成19年4月に第16回統一地方選挙として、北海道知事選挙・北海道議会議員選挙及び登別市議会議員選挙が行われます。

投票日は、次のとおりです。

選挙の種類	告示日	投票日
北海道知事	3月22日	4月 8日
北海道議会議員	3月30日	
登別市議会議員	4月15日	4月22日

### ☆☆☆参議院議員通常選挙について☆☆☆

平成19年7月28日に参議院議員の任期満了日を迎えます。

投票日は、平成19年7月22日に予定されてます。詳細については、期日が近づき次第、広報等でお知らせします。

私たちの『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

投票権は、自らの意見を国や地方公共団体等へ反映させるための代表者を選択する権利です。自らの意見を反映させるためには、選挙による候補者を選択することによって初めて反映できると考えられます。また、地方選挙も自らの意見を地方公共団体等へ反映させるための代表者を選択することができる機会であり、この機会を逃すと再度4年間待たなければ、選択する機会が無くなってしまいますので、忘れずに投票しましょう。

## ■期日前投票制度について■

### ◎「期日前投票制度」とは

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる制度です。

### ◎投票対象者

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方が投票することができます。

### ◎投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

### ◎投票時間

午前8時30分から午後8時までです。

## ■不在者投票制度について■

### ◎「不在者投票制度」とは

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院，老人ホーム，身体障害者更正援護施設などに入院，入所している方や仕事などで他市町村に滞在している方が投票を行える制度です。

### ◎投票対象者

長期入院（療養）や長期旅行（旅先での投票）・長期出張の方等

### ◎投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

## □郵便投票制度について□

### ◎郵便投票制度とは

身体に重度の障害があったり、介護保険法上の要介護5の方で、投票日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

### ◎郵便投票ができる方

障害・要介護を証明するもの及びその部位		障害の程度
○介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症から第3項症

### ◎郵便投票証明書の申請

申請書に必要事項を記入し、障害の程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。（申請書はホームページからもダウンロードできます。）

# 知っておかなければならない選挙運動

## ◆寄附の禁止（三ない運動）◆

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

こうした金銭や品物などを「贈らない、求めない、受け取らない」とうことで、『三ない運動』を進めており、明るい選挙推進運動の重要な柱となっております。



政治家は選挙区内の人々に税金や税金、あいさつ状などを出すことは禁止されています

贈らない。 求めない。 受け取らない。

## ◆「選挙運動の期間」◆

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までの間しか行うことができません。従って、立候補の届け出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されます。

選挙の種類	選挙運動期間	投票日
北海道知事	3月22日～4月7日（17日間）	4月8日
北海道議会議員	3月30日～4月7日（9日間）	
登別市議会議員	4月15日～4月21日（7日間）	4月22日

## ◆「禁止されている選挙運動」◆

次の行為は、禁止されていますので行うことはできません。

### 1. 戸別訪問

選挙運動の目的で個別に選挙人の家などを訪問することはできません。

### 2. 署名運動

選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して、署名運動をすることはできません。

### 3. 飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供することは、原則としてできません。

また、候補者はもちろんのこと、だれもが飲食物を陣中見舞として、選挙事務所に差し入れることもできません。

### 4. 氣勢を張る行為

選挙運動のため自動車を連ねるなど、氣勢を張る行為をすることはできません。

### 5. 選挙後のあいさつ行為

選挙後に当選祝賀会のその他の集会を開催することなどはできません。

# 投票区一覧

平成19年1月1日現在

投票所は次のとおりです。事前に所在地を確認してください。

投票区	投票区域	投票所施設名	投票区	投票区域	投票所施設名
1	中央町全域	幌別小学校 (中央町6-19-1)	18	新生町2丁目 若山町4丁目	新生集会所 (新生町2-18-1)
2	幌別町全域	鉄南ふれあいセンター (幌別町3-17-1)	19	片倉町1～6丁目 全域 川上町全域	幌別西小学校 (片倉町5-15-4)
3	桜木町1～2丁目 緑 町全域 若山町1丁目1・2番地	緑寿の家 (緑町1-2-4)	20	常盤町全域	百寿の家 (常盤町2-35-1)
4	新川町全域	ねむの木の家 (新川町3-6-2)	21	鶯別町4・5丁目 鶯別町6丁目20番地以後 栄 町1丁目 栄 町2丁目1番地1 ～10番地	鶯別小学校 (鶯別町4-36-21)
5	富士町全域	富士会館 (富士町7-2-1)			
6	千歳町全域 新栄町30番地 来馬町374番地	労働福祉センター (千歳町3-1-3)	22	若草町1・3・5丁目 美園町2丁目 上鶯別町106番地499 上鶯別町106番地500 上鶯別町106番地716 上鶯別町106番地502～689 上鶯別町106番地731 ～116番地286	若草小学校 (若草町1-1-1)
7	富浦町1・2・3丁目	富浦会館 (富浦町1-46-4)			
8	登別東町1・2丁目 登別本町全域 登別港町全域	登別公民館 (登別東町2-21-1)			
9	中登別町11番地以前 中登別町21～25番地 中登別町42～58番地 中登別町74番地以後 (215～220番地を除く)	白樺の家 (中登別町152)	23	登別東町3・4・5丁目 中登別町12～20番地 中登別町26～41番地 中登別町59～73番地	婦人センター (登別東町3-6)
	10		中登別町215～220番地 上登別町全域 登別温泉町全域	登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町58-1)	24
11	カルルス町全域	カルルス婦人研修の家 (カルルス町27-1)	25	若草町2・4・6丁目	若草つどいセンター (若草町4-21-1)
12	札内町全域 富浦町(丁目を除く)全域 来馬町374番地以外の区域	札内高原館 (札内町73)	26	美園町5丁目9番地1以後 美園町6丁目 上鶯別町117番地 上鶯別町123番地1 ～215番地2	美園児童センター (美園町5-36-3)
13	鉾山町全域	ネイチャーセンター (鉾山町8)			
14	富岸町全域 新生町4丁目 若山町3丁目(7・8番地を除く) 上鶯別町98～105番地	富岸青少年会館 (富岸町2-23-5)	27	新生町1・3・5・6丁目 上鶯別町106番地44～284 上鶯別町106番地703～705	千代の台集会所 (新生町3-13-1)
	15		栄 町2丁目11番地以後 栄 町3・4丁目	28	幸 町全域 富浦町4・5丁目 新栄町31番地以後
16	鶯別町1～3丁目 鶯別町6丁目1番地1～19番地	富浜児童館 (栄町2-18-4)	29		大和町全域 若山町1(1・2番地を除く)・2丁目 若山町3丁目7・8番地 青葉町21番地以後
17	美園町1・3・4丁目 美園町5丁目1～8番地	鶯別公民館 (鶯別町3-3-4)		30	桜木町3～6丁目 青葉町1～20番地
		美園婦人研修の家 (美園町4-8-9)			

不明な点は、登別市選挙管理委員会へお問い合わせください。

TEL 85-9143 (直通)

登別市選挙管理委員会のホームページもご覧ください。

<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp/senkan/top.html>